

別表「審査基準表」

	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点
1	事業者に関する項目	<u>業務実施体制は、業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっており、本市と十分に連絡調整が行えるか。（※2）</u>	10点
		<u>地方公共団体へ地域福祉に関する本業務に類似した実績が十分であるか。（直近5年以内）</u>	5点
2	企画・技術提案に関する項目	本市の現状、地域課題、将来展望を踏まえた考え方や方針が示されているか。	15点
		国県の動向、他自治体の先進事例の事業概要や効果の情報を収集し、地域福祉施策に関する業務知識を有しているか。	15点
		地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するための施策体系及び企画構成が具体的に提案されているか。	15点
		各種統計データを踏まえ、本市の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容になっているか。	15点
		施策内容は業務ごとに的確かつ具体的であり、実現性が高い取組内容となるような提案となっているか。	15点
		計画の取組目標・指標及び方針について、管理（評価）のできる企画提案となっているか。	15点
		<u>会議運営支援の対応や手法が効果的な提案となっているか。（※1）</u>	10点
		各種データを集約し、わかりやすい資料作成が期待できるか。	10点
		<u>実施手順、スケジュールが現実的なもので、業務遂行に伴い生じる新たな課題に対して柔軟な対応が可能であるか。（※1）</u>	10点
	仕様書の業務内容をさらに充実させるような積極的な提案、アイデアがあるか。	5点	
3	参考見積価格に関する項目	<u>仕様書などに基づく見積額は、見積限度額内に納まっているか。（※2）</u>	10点
合 計			150点

- ・ 下線で示す評価内容は、書類審査の対象とする。
- ・ (※1) で示す評価内容は、一部書類審査の対象とする。
- ・ (※2) で示す評価内容は、その要件を満たさない場合、失格とする。